

くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領

改 正 後	改 正 前
(別紙) くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領 制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号 <u>改正 令和6年3月14日付け5水管第3465号</u> 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。 第1～第2（略） 第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則 1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2－1関係） (1)～(3)（略）	(別紙) くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領 制定 令和2年12月25日付け2水管第1905号 改正 令和3年4月21日付け3水管第198号 改正 令和3年12月28日付け3水管第2366号 改正 令和4年4月14日付け4水管第155号 改正 令和4年12月26日付け4水管第3008号 改正 令和5年3月22日付け4水管第3835号 改正 令和5年12月14日付け5水管第2409号 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき実施する、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）（以下「くろまぐろ」と総称する。）の漁獲可能量の当初配分及び配分量（法第15条第1項第2号及び第3号に掲げる数量をいう。以下同じ。）の融通については、法、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。）、水産資源の保存及び管理に関する事務等に係る処理基準（令和2年10月28日付け2水管第1443号農林水産事務次官依命通知）並びに大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）及び知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1492号水産庁長官通知）の定めによるほか、本実施要領に定めるところによるものとする。 第1～第2（略） 第3 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準の細則 1 くろまぐろ（小型魚）について（基本方針別紙2－1関係） (1)～(3)（略）

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

- ① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲（以下、(4)において「追加配分原資」という。）において、都道府県（管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能性が配分されている都道府県を除く。）に対する追加配分を行うこととする。

令和6年漁期（令和6管理年度）においては、次のアからウまでの方法により配分を行う。

ア. 追加配分原資の2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、令和5管理年度の当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の比率で都道府県に配分する。

イ. アで配分した残りの数量のうち、令和5管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の7パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、アで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはイで配分した残りの2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

ウ. 令和5管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から上記ア及びイによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことに

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

- ① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲（以下、(4)において「追加配分原資」という。）において、都道府県（管理上の観点から0.1トンの都道府県別漁獲可能性が配分されている都道府県を除く。）に対する追加配分を行うこととする。

令和5年漁期（令和5管理年度）においては、次のアからエまでの方法により配分を行う。

ア. 当初配分において過去の超過分を一括して差引きしたものの、漁獲枠の増枠に伴って令和3管理年度と比較して増加した数量は、管理のために使用したいとの要望があった都道府県（具体的には、北海道の15.0トン）に配分する（ただし、当該配分数量は、過去の超過分として取り扱う。）。

イ. 追加配分原資から上記アによる配分数量を減じた数量の2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、令和4管理年度の当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の比率で都道府県に配分する。

ウ. イで配分した残りの数量のうち、令和4管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の7パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、イで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはウで配分した残りの2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

エ. 令和4管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から上記ア～ウによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

- ② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことに

よる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保枠の確保に支障がないと認められる範囲において、留保枠で対応することができることとする。

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2－2関係）

(1)～(3) (略)

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

- ① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲（以下、(4)において「追加配分原資」という。）において、都道府県に対して、優先して配分を行う。

令和6年漁期（令和6管理年度）においては、次のアからエまでの方法により配分を行う。

ア. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、各都道府県の平成27年度から令和4年度までの漁獲量の最大実績の一定割合（注：実際の追加配分原資の数量に応じて要調整）の数量と令和6管理年度の当初配分量との差の数量を配分する。

イ. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、各都道府県の平成27年度から令和4年度までの漁獲量の最大実績の比率で配分する。

ウ. 上記ア及びイで配分した残りの数量のうち、令和5管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の7パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、ア及びイで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはア及びイで配分した残りの2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

エ. 令和5管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から、上記ア～ウによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

よる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保枠の確保に支障がないと認められる範囲において、留保枠で対応することができることとする。

2 くろまぐろ（大型魚）について（基本方針別紙2－2関係）

(1)～(3) (略)

(4) 第6の5「国の留保からの配分について」

- ① 繰越分が確定し、当該繰越分を繰り入れた留保枠が100トンを超えている場合には、留保枠が100トンを下回らない範囲（以下、(4)において「追加配分原資」という。）において、都道府県に対して、優先して配分を行う。

令和5年漁期（令和5管理年度）においては、次のアからエまでの方法により配分を行う。

ア. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、各都道府県の平成27年度から令和3年度までの漁獲量の最大実績の一定割合（注：実際の追加配分原資の数量に応じて要調整）の数量と令和5管理年度の当初配分量との差の数量を配分する。

イ. 都道府県に対し、追加配分原資の3分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、各都道府県の平成27年度から令和3年度までの漁獲量の最大実績の比率で配分する。

ウ. 上記ア及びイで配分した残りの数量のうち、令和4管理年度において配分量を他の都道府県等に譲渡した実績のある都道府県に対し、当初配分量（過去の超過数量の差引き分等を除く。）の7パーセントを上限に、当該譲渡数量（他の都道府県等から譲受した数量を除く。）と等量を配分する。

ただし、当該方法により計算される配分数量の合計が、ア及びイで配分した残りの2分の1の数量を超える場合にはア及びイで配分した残りの2分の1の数量（小数第2位以下を切り捨て）を、譲渡数量の比率で配分し、譲渡した実績があるにも関わらず配分が0トンとなる場合には0.1トンを配分する。

エ. 令和4管理年度の配分量の消化率が8割以上となった都道府県に対し、追加配分原資から、上記ア～ウによる配分数量を減じた数量を、均等割で配分する。

② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保枠の確保に支障がないと認められる範囲において、留保枠で対応することができることとする。 第4～第10（略） 別記様式第1号～第21号（略）	② 過去の管理期間の漁獲実績が修正されたこと等により国全体の繰越数量の再計算が必要となった場合において、配分量の再計算を行うことによる影響が複数の都道府県漁獲可能量に及ぶ場合には、留保枠の確保に支障がないと認められる範囲において、留保枠で対応することができることとする。 第4～第10（略） 別記様式第1号～第21号（略）
---	---

附 則

この実施要領は、令和6年3月14日から施行する。